

委員会視察成果報告書

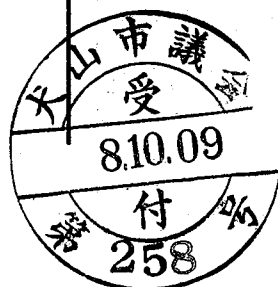
令和8年10月9日

犬山市議会議員 大沢 秀教 様

議員名 5番 小川 隆広

下記のとおり、視察の成果を報告いたします。

(1) 視察年月日	令和8年10月6日(火)～令和8年10月7日(水) (1泊 2日)
(2) 視 察 地	神奈川県愛甲郡愛川町（消防団員の確保）
(3) 視察の種類	常任・特別 委員会（ 総務委員会 ）
(4) 視 察 成 果 (視察地ごとに記入)	〈視察概要〉
	1. 視察の目的と背景
	犬山市議会総務委員会では、消防団員の確保を今年度の所管事務調査のテーマのひとつとした。人口減少や高齢化、就労形態の変化などにより、消防団を含む地域活動の担い手確保が難しくなっており、常日頃の消火活動もさながら、大規模災害時に必要な人員を確保できる体制づくりが課題であると認識している。
	今回の視察では、企業勤務者による工業団地機能別消防団、外国籍住民への支援を担う多言語機能別消防団、消防団退団者による消防団支援隊を設けている神奈川県愛甲郡愛川町（以下、愛川町）を訪問した。それぞれの制度の設立背景、団員の確保方法、活動内容、企業や地域との連携、運営上の課題を調査することができた。
	2. 愛川町の地域特性と消防体制
	愛川町は神奈川県央北部に位置し、面積は34.28平方キロメートルで、約4割を山林が占める。一方、工業団地を有し、多くの事業所が立地する地域でもある。
	消防課の説明では、令和8年4月1日現在の人口は3万9,079人で、そのうち外国籍住民は3,951人と、全人口の約10.1%を占めている。
	外国籍住民のみで構成される世帯は2,249世帯であり、多言語での情



報伝達や避難支援が地域防災上の重要な課題となっている。
常備消防は職員数は定数・実員とも68人、保有車両は11台である。
基本となる消防団（以下、基本消防団）は1団・3分団・15部で構成され、小型ポンプ付き積載車15台などを保有している。基本消防団員の平均年齢は44.2歳との説明があった。
愛川町では、この体制に工業団地機能別消防団、多言語機能別消防団、消防団支援隊を組み合わせ、時間帯や活動内容に応じて基本消防団を補完している。
3. 工業団地機能別消防団の取組
工業団地機能別消防団は、平日昼間に基本消防団員が参集しにくくなっている状況を受け、平成30年4月に創設された。町外へ通勤する団員などの参集が難しい時間帯を、町内の工業団地で勤務する人材によって補う仕組みである。
母体となる組織と団員数は、次のとおりである。
・内陸工業団地協同組合 132社 団員定数10人 実員9人
・大塚下団地共栄会 49社 団員定員5人 実員5人
入団対象は、各組織に所属する事業所で勤務する18歳以上の人で、他自治体の消防団に所属しておらず、消防団活動への理解があることなどを要件としている。
活動は原則として平日昼間の勤務時間内で、工業団地内の建物火災や大規模災害において基本消防団を支援する。夜間は原則として活動対象としていない。
企業が保有する重機についても、工業団地内で建物が倒壊した場合など、人命救助や火災制圧に必要な支援への活用を想定している。あくまで工業団地機能別消防団は、工業団地内の活動を想定しているため、工業団地外の山間部へ重機を派遣することは想定していないと説明された。訓練は年1回、平日昼間に4時間程度実施している。
補償は基本消防団に準じるとしている。
視察時点で実災害への出動実績はなく、基本消防団への加入につながった実績もなかった。団員の多くが町外居住者であることが背景と

して挙げられた。

4. 多言語機能別消防団の取組

多言語機能別消防団は、外国籍住民が人口の1割を超える地域特性を踏まえ、令和6年に設置された。災害時に言語や文化の違いによって必要な情報が届かず、避難の遅れや避難所生活での困難が生じることを防ぐための仕組みである。

定数は9人、実員は7人で、町内に在住または在勤する18歳以上の人のうち、日本語と外国語に堪能で、消防団活動への理解がある人などを対象としている。団員の確保は、愛川町国際交流クラブのリーダーを中心とした推薦によって行っている。

主な活動は、町内全域を対象とした外国籍住民への避難の呼びかけ、避難所での通訳・翻訳、災害情報の広報、避難誘導である。

平時には、総合防災訓練、避難所設営訓練、図上訓練に参加するほか、多言語版防災パンフレットの配布、周知啓発に取り組んでいる。活動は土日を中心に年2～3回、1回4～5時間程度で、外国籍住民向けの救命講習で通訳を担うなど、実際の支援場面に近い訓練も行っている。視察時点では実災害への出動実績がなかった。

5. 消防団支援隊による退団者の経験の活用

消防団支援隊は平成26年に発足し、消防団を退団した人の知識や経験を、現役団員の後方支援に生かす制度である。対象は、町内在住で消防団経験が5年以上ある原則70歳以下の退団者とし、町の災害ボランティアに登録していないことを要件としている。令和8年4月時点の登録者は37人である。

活動内容は、消防署や分団の後方支援、現役消防団員の活動補完、団員確保への協力などである。平時には年末火災特別警戒や消防操法大会での激励・応援などを行っている。

支援隊は無報酬で活動しているが、継続の背景には、消防団活動を通じて築かれた地域や団員同士のつながり、若い団員を確保しにくい状況への理解があるとの説明であった。退団者が現役団員の活動へ過

	度に介入するのではなく、必要に応じて側面から支える関係を大切にしている。
	6. 車両運用の課題、操法大会と訓練負担の見直し
	車両については、消防団車両のオートマチック化や運転資格との関係を確認した。
	取得時期による免許区分と車両重量の関係から、普通免許では運転できない場合があることを課題として挙げ、今後は普通免許で運転可能な車両の整備を進めたいとしていた。この点は犬山市と同じ考え方であった。
	愛川町では、団員から負担が大きいとの意見が寄せられたことを受け、町の操法大会を長年実施していない。一方、県大会に向けた訓練は行っており、4月下旬から7月中旬にかけて、平日夜間に実施しているとの説明であった。町大会を実施しなくなったことで、県大会の選手選考や育成、競技成績の面では難しさがあるものの、団員の負担軽減を優先したとのことだった。操法には規律やポンプ操作、現場行動の基礎を身につける意義があるとし、県大会には参加しつつも、林野火災訓練などを実施して消防力の維持に努めている。
	基本消防団に対する消防本部主催の教育訓練は年3～4回程度で、緊急自動車の運行、ポンプ操作・運用などを扱っている。緊急自動車の運行教育は、交差点や狭い道路での留意点などを学ぶ座学として実施している。
(5) 犬 山 市 に 対する提言	今回の視察では、消防団員確保に向けて、地域の企業勤務者、語学力を持つ住民、消防団退団者などが、それぞれの条件や能力に応じて参加できる体制を整えることの意義など、多岐にわたって考えることができた。
	その上でいくつか提言したい。
	まず、機能別消防団であるが、工業団地機能別消防団、多言語機能別消防団ともに小規模なものだった。特に工業団地機能別消防団については、犬山市では設立されていないものの、相応の企業協力を得て

	いるものと認識している。しかしながら昨今、近隣の岐阜県郡上市や土岐市で機能別消防団が結成されており、地域特性や状況に応じた機能別の体制づくりについては参考にされたい。また、愛川町では工業団地以外での活動は想定されていなかったものの、災害時に企業保有の重機による支援は心強いので、この点も参考にされたい。退団者が無理なく協力できる仕組み作りについては大いに共感したが、本市は現状、消防団員での高齢化が目立ち、愛川町の想定する退団者の年齢では基本消防団員である。この点は問題として当局と認識を共有したい。
	今回は特に機能別消防団について行政視察を実施したが、訓練のあり方についても意見交換ができた。消防組織のあり方、指揮監督などの点で真正面からの提言は避けるが、負担軽減と実態に即した訓練について、考えていく必要があると感じている。
	最後に、消防団員の確保は、やはり魅力の向上であると考えてるため、今後も更に研究していきたいと考えている。

委員会視察成果報告書

令和8年10月9日

犬山市議会議員 大沢 秀教 様

議員名 5番 小川 隆広

下記のとおり、視察の成果を報告いたします。

(1) 視察年月日	令和8年10月6日(火)～令和8年10月7日(水) (1泊 2日)
(2) 視 察 地	茨城県つくば市（町内会のあり方、負担軽減）
(3) 視察の種類	常任・特別 委員会（ 総務委員会 ）
(4) 視 察 成 果 (視察地ごとに記入)	〈視察概要〉 1. 視察の目的と背景 町内会では、加入率の低下、住民の高齢化、役員のなり手不足、特定の役員への業務集中などにより、従来の運営方法を維持することが難しくなっている。共働き世帯や地域外へ通勤する住民も参加しやすいよう、活動内容や行政との連絡方法を見直すことが課題となっている。 今回の行政視察では、つくば市内で町内会運営の見直しやデジタル技術の活用に取り組んできた渡邊 周一氏（以下、発表者）から、役員業務の削減、外部委託、会費・役職の見直し、地域運営システムの開発など多岐にわたって、ご教授いただいた。 調査の中心となったのは、単に回覧板を電子化する方法ではなく、町内会が担うべき役割を整理し、住民・行政・事業者の間で業務と責任を分担することで、無理なく継続できる地域運営を実現するための考え方である。 2. 町内会を取り巻く課題の共有 冒頭では、町内会の現状を扱った番組を通じて、役員不足や負担の集中によって活動の継続が困難となり、解散に至った事例が紹介された。一方、若い世代や子育て世帯が関わりやすい活動への見直し、業



務削減、アプリの活用などによって、組織を再構築する事例も示された。

3. 発表者の地域活動と行政との関係づくり

発表者は、IT企業での勤務と並行して地域活動に取り組み、約16年前に町内会を立ち上げ、その後、NPO法人化した経緯を説明した。

組織づくりの契機は、近隣での産業廃棄物処理場の誘致計画であった。周辺住民への情報提供や行政対応に課題を感じ、当初約15世帯で組織をつくり、署名活動などを行ったとのこと。発表者自身は、過去に町内会の対立や解散を見ていたことから、当初は町内会に否定的であったが、地域共通の課題に対応するためには組織が必要であると判断したと述べた。行政との連携では、防犯灯のLED化を地域でモデル実施し、住民アンケートの結果を提供した事例が紹介された。学校整備や、複数校と地域住民が共同利用する温水プールの構想にも関与したとの説明があった。これらの経験から、行政に要望を伝える際には、住民の意見や具体的なデータを示すとともに、行政側の事情や制度上の制約も理解し、継続的な信頼関係を築くことが重要であると語られた。

4. 町内会業務の棚卸しと役員制度の見直し

発表者は、町内会には歴史的経緯や慣例によって続いている業務が多く、まず一つひとつの必要性を確認することが重要であると説明した。活動を見直す際には、防犯、防災、環境美化、情報共有など、地域に必要な機能を整理した上で、廃止できる業務、縮小できる業務、活外部へ委託できる業務、デジタル化できる業務を分けて考える必要がある。実践例として、会計、監査、副会長、班長などの従来の役職を段階的に見直し、エリアマネージャーや事務局機能によって業務を担う仕組みが紹介された。

一部の集合住宅等では、従来型の役員を置かず約10年間運営しているとの説明であった。この取組は、必要な管理業務をなくすものではなく、外部委託や法人による運営、情報共有の仕組みなどによって

担い方を変えるものである。住民に役員就任や一律の活動参加を求める負担を減らし、関心や事情に応じて地域づくりに関わることを目指している。

イベントについても、大規模化すると安全管理、苦情対応、準備などの負担が増えるため、従来の祭りや懇親会をそのまま継続することを前提とせず、規模や実施方法を見直す必要があるとされた。

5. 会費徴収、会計管理、外部委託の取組

発表者は、町内会費の徴収を廃止した事例を紹介した。集金業務の負担をなくすことに加え、会費を支払っていることを理由に、会長へ過剰な対応を求める関係を見直す狙いがあると説明した。会計管理では、帳簿や口座情報、変更履歴を共有・確認できる仕組みを整え、従来型の会計・監査業務を縮小したと説明された。情報の透明性を高め、金銭管理に伴う不信感や引継ぎの負担を減らす考え方である。また、ごみ集積所の清掃・管理を外部委託し、住民が清掃当番を担わなくてもよい運営例が紹介された。

6. 不動産事業者・開発事業者との連携

新規住宅地では、入居後に町内会長が個別訪問して活動を説明するより、住宅購入や賃貸契約の段階で、不動産事業者から地域のルールや町内会活動を説明してもらう方法が有効であるとされた。

発表者の地域では、開発事業者と連携し、町内会の設立、規約整備、入居時の情報連携などを進めた事例が紹介された。ごみ集積所の管理方法や地域の連絡体制をあらかじめ示すことで、住民が地域の仕組みを理解した上で入居できるとしている。

役員就任の負担が少なく、地域管理の仕組みが整っていることは、不動産事業者にとっても物件の特徴として説明しやすいとの見解が示された。

7. デジタル化の目的と地域運営システムの考え方

発表者は、デジタル化の目的を、住民と行政等の間にある手作業や

	中継業務を減らし、情報の流れと役割分担を見直すことであると説明した。 例えば、道路や側溝の不具合について、住民から町内会長へ連絡し、会長が改めて資料を作成して行政に提出する仕組みを見直し、住民が直接行政へ伝えられるようにすれば、役員の事務負担を軽減できる。だし、受付方法や対応状況の共有、住民・行政・町内会それぞれの役割を併せて整理する必要がある。 発表者は、長年の町内会運営経験を基に必要な機能を整理し、AIを活用してアプリケーションを開発していると説明した。
(5) 犬山市に 対する提言	今回の行政視察では後半、視察成果に示したような説明を具現化するアプリについて説明を受けたが、冒頭で示したような「調査の目的と背景」から提言するにあたって、アプリの導入は、二の次となると考えたので、ここでは思い切って割愛した。また、訪問した茨城県つくば市のつくばエクスプレス沿線は、新しくできた街が多く、紹介事例も新たに立ち上げた町内会に関係したものが主流であったことから、既存の町内会の持続という意味では、直接はあてはまらない。 おそらく現状で犬山市へ提言することがあるとすれば「行政から町内会への依頼と連絡方法を見直すこと」と「町内会業務の実態を把握し整理すること」である。 電話連絡に依存した方法では、例えば町会長が仕事の都合で開庁時間内に返事ができないことは、すでに課題としてあると考える。まずは行政側も町会長も無理なく連絡を取り合うことができる方法を構築する必要があると考える。次に、行政として町内会に何を求めているのかを明確にして、必要性の低い業務を省いていくことが重要である。町内会の伝統や独自の取り組みについて踏み込むことはできないが、まずは行政側と町会長との間での連絡体制や省力化などに取り組んでいただきたい。近年よく使われるようになったワードであるが「業務の棚卸し」が最優先事項と考える。